

令和6年度整備管理者研修実施要領

関東運輸局山梨運輸支局

1. 受講対象者

自動車運送事業者において選任されている整備管理者であって、次のいずれかに該当する方が対象になります。

- ① 令和5年度整備管理者研修を受講していない方
- ② 今年度に整備管理者として新たに選任された方（来年度末までに受講が必要）

※ 今年度も各種感染症の感染拡大防止のため、研修人数及び県外からの受講を制限することから、当研修は予約制とします。なお、予約制の趣旨や研修人数は可能な限り少ない方が望ましいことを踏まえて、申込番号を持っていない方（予約を取得していない方）、山梨県に在住または在勤していない方、法令で受講義務のない方、過去14日以内に発熱、咳、咽頭痛、倦怠感、嗅覚・味覚の異常などの症状があった方は受講をお断りさせていただきます。

※₂ 山梨では今年度に主に旅客自動車運送事業（以下、旅客と記載する。）の整備管理者を対象とした研修を実施し、来年度に主に貨物自動車運送事業（以下、貨物と記載する。）の整備管理者を対象とした研修を予定しており、年度交代で旅客と貨物の研修を繰り返し実施しています。整備管理者研修は2年度毎に受講が義務づけられていますので、令和5年度に貨物の研修を受講した旅客の整備管理者は、今後において同業態での研修が受講できるよう、可能な限り今年度も受講するようお願いいたします。

- | | | |
|--------|-----|---------------|
| 2. 実施日 | 第1回 | 令和6年11月18日（月） |
| | 第2回 | 令和6年11月22日（金） |
| | 第3回 | 令和6年12月16日（月） |
| | 第4回 | 令和6年12月17日（火） |

3. 予約

受講を希望される場合は、インターネット予約システムで申込みをお願いします。

締切：**研修実施日の1週間前、9月25日(水)受付開始となります**

<https://seminar-reservation.jp/seminar>

システム問合せ先、自動車整備関係研修オンライン予約受付事務局：

0120-949-599（平日 8:30～17:15）

※ 上記問い合わせ先では研修内容等についてはお答えできませんので、研修内容については各支局にお問い合わせください。

※ 予約システムで受講予約が完了すると申込番号（予約番号）が発行されます。予約番号が発行されない場合は予約が完了していないため、入力内容を確認し、受講予約を完了するようにお願いします。

山梨運輸支局保安担当 ☎055-261-0880【3】



4. 会場

山梨県自動車総合会館 4階大会議室(笛吹市石和町唐柏1000-7)

※ 車で来場される方は、山梨運輸支局(笛吹市石和町唐柏1000-9)構内研修者専用駐車スペース、支局南方隣接地(一社)山梨県トラック協会管理地(笛吹市石和町唐柏671-2)を利用してください。

5. 使用研修資料

令和6年度整備管理者研修資料(当日購入)

6. 研修時間

時 間	研 修 等 項 目	担 当 者
13:00~13:30	受 付	首席陸運技術専門官 外部講師
13:30~13:40	挨 拶	
13:40~15:10	整備管理業務の実務編	
15:10~15:20	休 憩	陸運技術専門官 陸運技術専門官
15:20~16:20	整備管理業務の法令編等	
16:20~16:30	質疑応答	

7. 研修の受講証明

研修を修了した方については、受付時に預かる整備管理者手帳(研修手帳)又は受講証明書の研修修了証明欄に受講証明を行います。

8. 持参するもの

- ① 筆記用具
- ② 整備管理者研修予約番号(申込時に発行されたもの)
- ③ 整備管理者手帳または受講証明書
(手帳等を所持していない又は押印欄がなくなった方は研修当日に記載台に用意してある受講証明書に必要事項を記載の上、受付時に提出してください。)
- ④ 研修資料代金

9. 注意事項

- ① 研修中は各自で感染症などへの対策をお願いします。
- ② 以下の方の受講はお断りさせていただきます。
 - (1) 受講日の受講番号がない方(予約を取得していない方)
 - (2) 山梨県に在住または在勤していない方
 - (3) 法令で受講義務がない方
 - (4) 過去14日以内に発熱、咳、咽頭痛、倦怠感、嗅覚・味覚の異常などの症状があった方
 - (5) 研修関係者の指示に従わない方
- ③ 遅刻、早退の場合は研修の受講証明を行いません。

10. その他

研修資料代金として費用のご負担をお願いします。